表 - 1 特定省資源業種

表 - 1 特定業種	原材料等	副産物	主務大臣	判断の基準の内容	計画の作成		勧告対象
					製品	生産量	生産量
パルプ製造業 及び 紙製造業	木材チップ、 パルプ 又は 古紙	スラッジ	経済産業大臣	事ラッ銅く等め 施 技 設 業選 仕に 加の 計 情業ッジスずにる 設 術 備 務任 様よ 工委 測 報付、は受けない。 から では、は、は、は、は、ないのでは、 でいまが、 でいないが、 でいないないが、 でいないないないが、 でいないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	パルプ 又は 紙	60,000 トン以上	
無機化学工業 製品製造業 (塩製造業を 除く) 及び 有機化学工業 製品製造業	金非石若ス又を製原生の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	スラッジ	経済産業大臣		無機 化製を (く 又 化 (と) (日 (日 (世 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日 (日	100,000 トン以上	
製鉄業 及び 製鋼・製鋼 圧延業	鉄鉱石、石 灰石、鉄くず 又は コークスそ の他の還元剤	スラグ	経済産業大臣		鉄鉄、 フェロアロイ 又は 粗 鋼	3,000 トン以上	3,000 トン以上
銅第一次製錬 ・精製業	銅鉱石 又は けい石	スラグ	経済産業大臣		粗銅	70,000 トン以上	70,000 トン以上
自動車製造業 (原動機付自 転車の製造 業を含む)	鋳物砂、鉄 鋼 又は 非鉄金属	金属くず 又は 鋳物廃砂	経済産業大臣		自動車 (原動機 付自転車 を含む)	10,000 台以上	10,000 台以上